

空港外免税店に関するQ&A

Q: 免税品の購入方法は?



A: 出発時刻の2時間前までに購入できます。購入する際には、県外に出域することが証明できる航空券等を提示する必要があります。なお、購入した商品については、那覇空港内の商品受取りカウンターでの引渡しとなります。

Q: 観光客以外の人でも買い物ができますか?



A: 免税品の購入は、国内線航空路線を利用し、沖縄県から県外へ出域する人が対象となります。非免税品の購入や飲食施設については観光客以外の方でも利用できます。

Q: 通常価格と比べてどれくらい割引されますか?

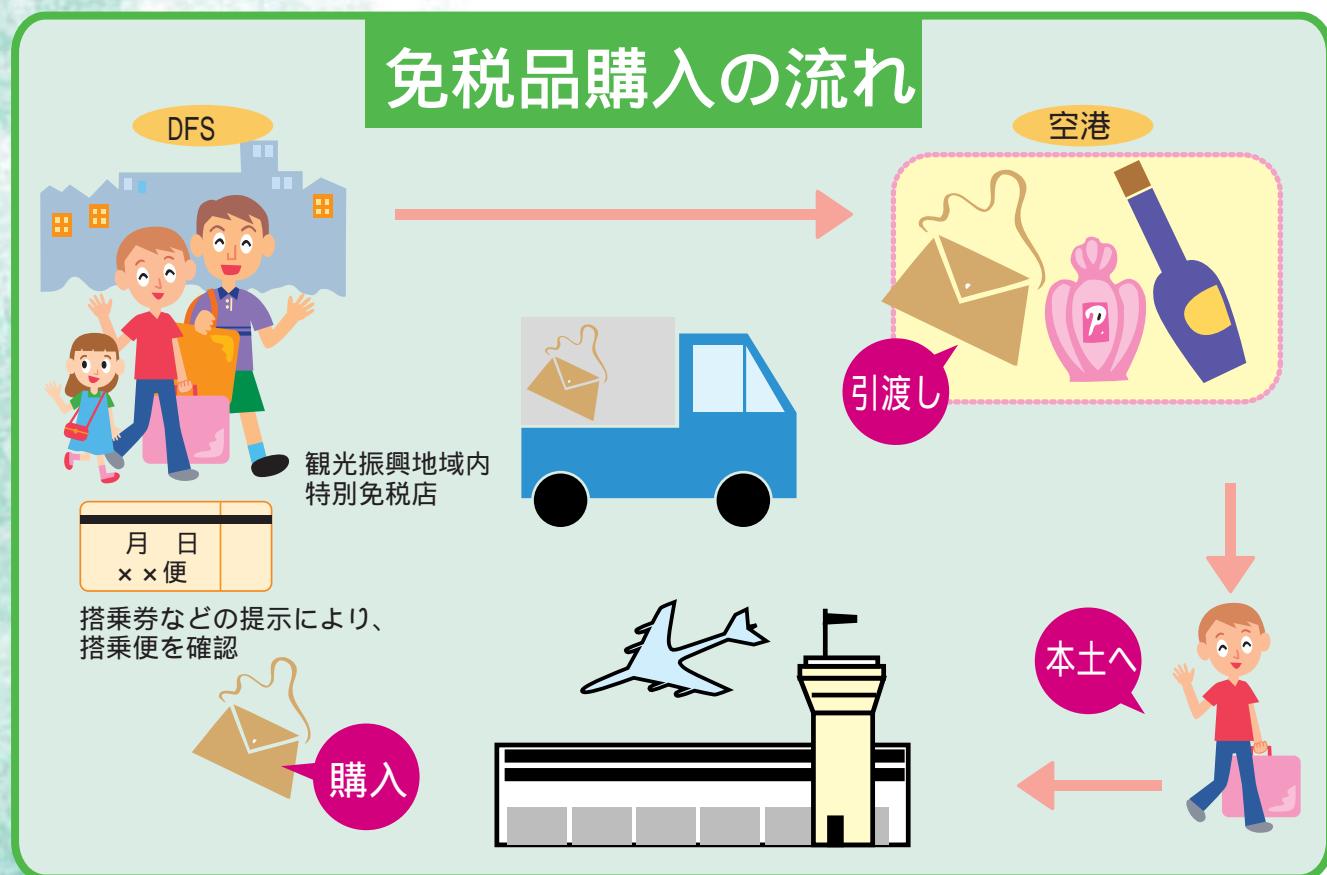


A: 外国商品に課税される関税が最大30%程度免除されます。なお、一人あたりの関税免除額は20万円までとなっています。



空港内商品受取りカウンター

免税品購入の流れ



DFS ギャラリア・沖縄の外観

沖縄型特定免税店制度は、沖縄観光におけるショッピングの魅力を増進することを目的に、平成十年四月に沖縄振興開発特別措置法の一部改正により導入された制度です。本制度は「沖縄から沖縄以外の国内地域に出域する旅客を対象に、特定の販売施設において購入する物品について関税の免除措置を講ずる」とし、本制度の導入後、平成十一年十二月に那覇空港国内線旅客ターミナル施設内に国内初の特定免税店がオープンされました。その後、平成十三年度の法改正では、従来の関税の払戻制度から免税制度に改正されるとともに、対象品目が全ての輸入品目に拡大されることになりました()。また、平成十四年四月に施行された沖縄振興特別措置法では、特定免税店の空港外への展開が認められ、平成十六年十二月十五日に「DFSギャラリア・沖縄」が空港外店舗として指

が、那覇新都心地区の沖縄都市モノレールおもろまち駅前にプレ・オープンし、平成十七年三月十三日にグランドオープンしました。沖縄の新たな観光スポットとして、観光客を中心とした賑わいを増しておらず、沖縄におけるショッピングの更なる魅力向上と沖縄観光の発展に資することが期待されています。

DFSギャラリア・オーロブラン

沖縄型特定免税店の空港外展開

定され、あわせて購入商品の引渡し場所も那覇空港内に指定されました。



観光戻税制度の対象八品目(ウイスキー及びブランデー、腕時計、香水、喫煙用ライター、万年筆、革製ハンドバッグ、身辺用細貨類、さんご及び貝殻製品)が追加となりました。この改正により、ブランド品として人気のある商品の販売が可能となり、かつ低価格での提供が可能となりました。